



申請者各位

国土交通省土地・建設産業局
不動産市場整備課不動産投資市場整備室

投資法人、信託会社等及び特定目的会社が取得する不動産の所有権の移転の登録免許税の税率の軽減に係る証明書について、金融庁長官（財務（支）局長）が倉庫以外の床面積の割合を確認するための証明書は、平成 22 年度は行政書士が発行していましたが、当該証明書の発行業務を通じて、不動産投資市場の実態を把握し、不動産投資市場の整備に資するため、平成 23 年度より、国土交通大臣が当該証明書を発行致します。

つきましては、以下をご参照の上、申請頂きますようお願い致します。

■ 証明申請に必要な提出書類

- ① 証明申請書
- ② 登記事項証明書（写）
- ③ 固定資産評価証明書（写）
- ④ 竣工図（写）
- ⑤ 当該証明にあたり、国土交通大臣が必要と認める書類

※証明申請書の倉庫以外の床面積の割合の算出・記載に当たっては、分母は固定資産評価証明書に記載されている面積とし、分子の倉庫部分の床面積は申請物件の竣工図をもとに算出・記載して下さい。

※なお、新築（竣工後 1 年内）の不動産を申請する場合、固定資産評価証明書がありませんので、分母は登記事項証明書に記載されている面積の合計としてください。また、新築の場合は、竣工図に加えて、建物の保存登記申請の際に法務局に提出した「新築建物の種類・構造別床面積証明書（写）」を提出して下さい。後述の現地調査に代えて、当該証明書と竣工図の双方を用いて倉庫以外の床面積の割合の確認を行い、証明書を発行するものとします。

■ 申請から証明書発行までの流れ

①申請書類の提出

②国土交通省による申請物件の現地調査※

③証明書の発行

※証明申請書の記載内容と申請物件の現状に相違がないか確認を行うため、国土交通省職員が現地へ出向き、現地調査を行います。

※なお、現地調査は、申請者または申請物件の管理者の立ち会いの下、実施致します。申請書類の提出前、または提出後、下記問い合わせ先までご連絡頂き、日程の調整を行って下さい。

【本件に関する問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL：03-5253-8111（代表・（内線）25157・25158） 夜間直通：03-5253-8289

FAX：03-5253-1557

以上